字池ノ平	二十三号
一六八番四〇	二十四号から二十六号まで
一六八番二七	二十七号から三十号まで
一六八番一〇四	三十一号から三十五号まで
一六一番	三十六号
一六一番地先水路敷	三十七号及び三十八号
一五七番	三十九号及び四十号
一六〇番	四十一号から四十九号まで
一五九番	五十号から五十七号まで
一五六番	五十八号から六十一号まで及び六十五号
一五三番二	六十二号から六十四号まで
一五三番一	六十六号から六十八号まで
一六八番一二三	六十九号から七十二号まで
一四八番二	七十三号
一四八番一	

○関東地方整備局告示第百八十三号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川綾瀬川について、昭和四十一年十二月二十八日付けで告示された建設省告示第四千二百二十五号を次のように改める。

平成二十八年四月六日　関東地方整備局長　石川　雄一

関係図面のうち、第二百六十号図を次のように改める。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局江戸川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

（図面省略）

○北陸地方整備局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月六日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　七号、八号、十七号、四十九号、四百三号及び四百五十九号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
新潟市中央区紫竹一丁目九番一二から同市東区紫竹三丁目八一六番一まで	前	三五・五四メートル～七四・八四メートル
	後	三五・五四メートル～七四・八四メートル　〇・三八二キロメートル　〇・三八二

㈣　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月六日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号、八号、十七号、四十九号及び四百五十九号	新潟市中央区紫竹一丁目九番一二から同市東区紫竹三丁目八一七番一まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年四月六日

国会事項

衆議院

質問書提出

四月四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

成年後見制度の利用と各種資格等の欠格事由に関する質問主意書（初鹿明博提出）

名護市辺野古岬沖において市民が不当に拘束された事案に関する質問主意書（仲里利信提出）

ジョセフ・スティグリッツ教授、ポール・クルーグマン教授による消費税引き上げに関する発言に関する質問主意書（山井和則提出）

議事日程

四月五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十三号

平成二十八年四月五日（火曜日）

午後一時開議

第一　総合法律支援法の一部を改正する法律案（第百八十九回国会、内閣提出）

参議院

議案付託

四月四日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四六号）　経済産業委員会に付託

海上交通安全法等の一部を改正する法律案（閣法第三七号）　国土交通委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百八十九回国会閣条第一三号）　外交防衛委員会に付託

航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百八十九回国会閣条第一四号）　外交防衛委員会に付託

議案送付（予備審査）

四月四日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を改正する法律案（尾立源幸外一名発議）

質問主意書転送

四月四日次の質問主意書を内閣に転送した。

病児保育の充実に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第九四号）

「仕事・子育て両立支援事業」における企業主導型保育事業に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第九五号）

人事異動

内閣

特命全権公使　泉　裕泰

願に依り本官を免ずる（四月一日）

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三はアメリカ合衆国へ出張のところ四月三日帰朝した。

宮内庁

（宮内庁次長）

平成二十九年三月三十一日まで勤務延長する　山本信一郎

（管理部長）内閣府事務官　牧野　尊行

（書陵部図書課長）同　阿部　秀明

（管理部大膳課長）同　髙橋　要三

（京都事務所次長）同　川嶋　眞明

定年退職（各通）（以上三月三十一日）

（皇室経済主管）内閣府事務官　坪田　眞明

管理部長に昇任させる

（審議官）同　和田　裕生

皇室経済主管に配置換する

（長官官房秘書課）同　野村　善史

審議官に昇任させる

（長官官房宮務課長）同　小山　永樹

長官官房秘書課長に配置換する

（総務大臣官房）総務事務官　河野　太郎

内閣府事務官（長官官房宮務課長）に転任させる

（長官官房秘書課長補佐）内閣府事務官　山田　吉教

長官官房宮務参事官に昇任させる

（管理部宮殿管理官）同　鴨澤　豊

長官官房用度課長に昇任させる

（書陵部陵墓課長）同　伊勢崎　捨思

書陵部図書課長に配置換する

（侍従職事務主管補佐）同　森山　保雄

書陵部陵墓課長に昇任させる

（長官官房用度課長）同　牛久　豊

管理部大膳課長に配置換する

（東宮職事務主管補佐）同　野村　肇

管理部宮殿管理官に昇任させる

（京都事務所庶務課長）同　津田　勝博

京都事務所次長に昇任させる（以上四月一日）